

登場
ページ

04

ページ

17

ページ

40

ページ

From
編集室

◆税理士法人の社員税理士が顧客を連れて独立開業することは違法か否か。実務家の強い関心が寄せられていた注目裁判が決着した。◆一審判決（554号12頁参照）で全面敗訴した税理士法人の控訴に対し、東京高裁は和解を提案。税理士法人と元社員税理士は、この和解を受け入れた（平成26年12月25日付け）。◆気になる和解内容は、高裁が閲覧を制限しているため、明らかではない。だが、一審判決で全面勝訴した元社員税理士が和解に応じた点を踏まえれば、今回の和解で元社員税理士が税理士法人に対し何らかのかたちで譲歩した可能性が高いといえそうだ。（SAK）

今週の専門用語



審査請求前置主義

税務訴訟は、異議申立てに係る決定や、審査請求に係る裁決を経た後でなければ提起することはできないというルール（国税通則法115条①）。ただし、異議申立て又は審査請求がされた日の翌日から起算して「3か月」を経過しても決定又は裁決がない場合などにおいては、裁決等を経ずして税務訴訟を提起することが可能（同条①～三）。この場合、「裁決時に訴訟が係属している」という状況が起こり得る。逆に言うと、納税者は訴訟を係属しつつ、国税不服審判所に裁決を求めることも可能である。



東京合意

企業会計基準委員会（ASBJ）と国際会計基準審議会（IASB）が2007年8月8日、2011年6月30日までに会計基準のコンバージェンスを達成する旨の合意をした。これを東京合意という。東京合意では、2008年までに欧州証券規制当局委員会（CESR）の同等性評価で指摘された持分プーリング法やSPEを含む連結の範囲などの項目について差異を解消することとし、その他の項目については、原則、2011年6月30日までにコンバージェンスを行うとした。



Final Offer（最終提案）

仲裁の決定に至るプロセスには、2つのアプローチがある。その1つが、Final Offer（最終提案）であり、当事者双方の当局が解決案を仲裁パネルに提示し、その提案の根拠を説明する。仲裁パネルには提示された案のどちらかを採用することが求められる。このアプローチは、よくbaseball arbitration（野球仲裁）と呼ばれる。もう1つのアプローチは、Independent Opinion（独立の見解）で、仲裁人に適用法に基づく根拠や事実が提示され、仲裁人が独自の決定をするというもの。

週刊T&A master 第586号

2015年3月16日発行（毎週月曜発行）

【編集人】南館茂雄

【発行人】村田幸雄

【発行所】株式会社ロータス21

〒104-0045 東京都中央区築地2-11-11 6F

【販売】新日本法規出版株式会社

〒460-8455 名古屋市中区栄1-23-20

【お問合せ】販売・広告 (052)211-1525

記事内容 (03)5281-0020 ta@lotus21.co.jp

最新号を含む見本誌を無料で進呈しております。下記よりご請求下さい